○総務省令第三十六号

市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第十号）及び市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成二十二年政令第七十一号）の施行に伴い、関係法令の規定に基づき、市町村の合併の特例等に関する法律施行規則及び総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

総務大臣　原口　一博

市町村の合併の特例等に関する法律施行規則及び総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（市町村の合併の特例等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　市町村の合併の特例等に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

市町村の合併の特例に関する法律施行規則

第一条第一項中「市町村の合併の特例等に関する法律」を「市町村の合併の特例に関する法律」に、「市町村の合併の特例に関する法律施行令」を「市町村の合併の特例に関する法律施行令」に改める。

第二十五条及び第二十六条を削る。

第一号様式中「市町村の合併の特例等に関する法律」を「市町村の合併の特例に関する法律」に改める。

第三号様式中「市町村の合併の特例等に関する法律」を「市町村の合併の特例に関する法律」に、「第六十条第二項」を「第六十条第二項」に、「第六十七条第二項」を「第六十条第二項」に、「市町村の合併の特例等に関する法律施行令」を「市町村の合併の特例に関する法律施行令」に改める。

第四号様式中「市町村の合併の特例等に関する法律」を「市町村の合併の特例に関する法律」に改める。

第六号様式中「市町村の合併の特例等に関する法律施行令」を「市町村の合併の特例に関する法律施行令」に、「市町村の合併の特例等に関する法律施行令」を「市町村の合併の特例に関する法律」に改める。

第七号様式及び第八号様式中「市町村の合併の特例等に関する法律」を「市町村の合併の特例に関する法律」に改める。

第十号様式中「市町村の合併の特例等に関する法律」を「市町村の合併の特例に関する法律」に、「市町村の合併の特例等に関する法律施行令」を「市町村の合併の特例に関する法律施行令」に改める。

第十一号様式中「市町村の合併の特例等に関する法律」を「市町村の合併の特例に関する法律」に改める。

第十三号様式中「市町村の合併の特例等に関する法律」を「市町村の合併の特例に関する法律」に、「自書」を「自署」に改める。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の項中「市町村の合併の特例等に関する法律」を「市町村の合併の特例に関する法律」に改め、「及び第六十一条第二十五項」を削り、同表地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の項中「市町村の合併の特例等に関する法律施行令」を「市町村の合併の特例に関する法律施行令」に改め、同表市町村の合併の特例等に関する法律施行令の項中「市町村の合併の特例等に関する法律施行令」を「市町村の合併の特例に関する法律施行令」に改め、「及び第五十二条」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（市町村の合併の特例等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2　市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第五条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法による改正前の市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号。次項において「旧法」という。）第六十一条第十一項の規定及び市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（以下この項において「改正令」という。）附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正令第一条の規定による改正前の市町村の合併の特例等に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）第五十二条の規定の適用については、第一条の規定による改正前の市町村の合併の特例等に関する法律施行規則（次項において「旧規則」という。）第二十五条の規定は、なおその効力を有する。

3　改正法附則第五条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十一条第十七項の規定の適用については、旧規則第二十六条の規定は、なおその効力を有する。

○総務省令第三十七号

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第十五号）の施行に伴い、失業者の退職手当支給規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

総務大臣　原口　一博

○外務省令第五号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十九条第二項の規定に基づき、研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　平野　博文

研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令

研修員手当の号の適用に関する規則（昭和四十四年外務省令第八号）の一部を次のように改正する。

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する省令

失業者の退職手当支給規則（昭和五十年総理府令第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「第五十六条の二第一項第一号イ」を「第五十六条の三第一項第一号イ」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

○総務省令第二号

地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）附則第六条第一項の規定に基づき、地方財政法施行令附則第六条第一項に規定する総務省令・財務省令で定める数値及び事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

総務大臣　原口　一博

財務大臣　菅　直人

地方財政法施行令附則第六条第一項に規定する総務省令・財務省令で定める数値及び事項を定める省令の一部を改正する省令

地方財政法施行令附則第六条第一項に規定する総務省令・財務省令で定める数値及び事項を定める省令（平成十九年総務省令・財務省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ中「市町村の合併の特例等に関する法律」を「市町村の合併の特例に関する法律」に、「合併特例法」を「合併特例法」に改め、同号ロ中「市町村の合併の特例に関する法律」を「旧市町村の合併の特例に関する法律」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。